

たつの市有料広告の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、たつの市（以下「市」という。）が作成する印刷物等に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができる印刷物等（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報たつの
- (2) その他市長が広告掲載を認めるもの

(広告掲載の制限)

第3条 広告が次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等（兵庫県及び市の条例、規則を含む。）に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で広告として不適切なもの
- (7) 市が推薦しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載者)

第4条 広告掲載者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 市内に事業所又は事務所を有する個人、法人又はその他の団体
- (2) その他市長が適当と認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、広告掲載料等は、市長が別に定める。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、広報たつの、市ホームページにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案を添えて、掲載希望月の前々月の末日までに

市長に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第8条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、第3条の規定による制限に該当しないものから受付順に該当広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、広告を掲載することを決定したときは、当該広告の掲載を可とする決定をした者（以下「広告主」という。）と契約書を締結しなければならない。

（広告掲載料の請求）

第9条 前条第3項の規定により契約書を締結したときは、広告主に対し、期日を指定して広告掲載料を請求しなければならない。

（広告掲載料の不還付）

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（広告主の責任等）

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告主の報告義務）

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広報掲載月の前月の10日までに市長に報告しなければならない。

（1）掲載内容を変更するとき。

（2）広告掲載を取り下げるとき。

（広告掲載の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すものとする。

（1）広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

（2）広告主又は広告内容を不適當と判断したとき。

（3）広告主が前条に定める報告義務を怠ったとき。

（4）広告媒体の編集、発行上において支障があると認めるとき。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。